

## 追加開講

令和3年5月吉日

事業者各位

(公社) 滋賀労働基準協会彦根・長浜支部長

# 「低圧電気取扱業務に係る特別教育」の実施案内

平素は当支部の事業運営につき、格別のご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知の通り、労働安全衛生法第59条第3項により「低圧電気取扱業務に従事させる労働者」に対しては、安全衛生に関する特別教育を行わなければならないとされています。

つきましては、下記により“特別教育”を実施致しますので、当該業務に従事する方、若しくは予定されている方について受講されます様ご案内致します。

[\\*申込多数につき、追加開講します。](#)

### 記

- 日時：令和3年8月6日(金) 9:00~18:00
- 会場：「彦根勤労福祉会館 4F 大ホール」  
彦根市大東町4-28 (JR彦根駅西口下車徒歩5分)  
TEL: 0749 (23) 4141  
(注) 駐車場が少なく出来る限り公共交通機関をご利用願います。
- 対象者：「低圧電気(直流750V以下、交流600V以下)を取り扱う電気取扱業務(充電回路が露出している開閉器操作の業務)」に、新たに就かせようとする労働者。
- 申込み：締切り 7月21日(水) 但し、定員72人になり次第締め切ります。
- 受講料：・会員事業場：9,570円 ・非会員事業場：10,670円  
(テキスト代・消費税含む)  
\*上記受講料を、7月21日(水)迄に振込ください  
銀行振込先：滋賀銀行 彦根支店 普通口座 363595  
名義 シヤ) シガロウドウキジユンキョウカイ
- 教育内容：
  - 低圧電気に関する基礎知識
  - 低圧電気設備に関する基礎知識
  - 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識
  - 低圧活線作業及び活線の近接作業の方法
  - 関係法令
  - 【実技】(開閉器の操作、絶縁用保護具の着用方法、充電回路の防護方法)
- その他：
  - 教育終了後、「修了証」を交付しますので印鑑(認印)を持参願います。
  - 作業服・運動靴等実技講習が受けられる服装で参加してください。  
(帽子は不要です)

以上

この教育の詳細(内容・カリキュラム等)につきましては、直接、[滋賀労働基準協会 彦根・長浜支部](#)へお問い合わせください。  
(TEL 0749-26-2340) 申込、取消、変更、受講料入金先については本部主催講習とは異なりますのでご注意ください。

(FAX送信票は不要です)

申し込み Fax 番号 : 0749-24-9245

8月6日(金)開催申込

「低圧電気取扱業務に係る特別教育」受講申込書 \*人数制限は有りません

フリガナ 氏名	生年月日	現住所	受講NO *協会記入
	昭和・平成 年 月 日	〒	
	昭和・平成 年 月 日	〒	
	昭和・平成 年 月 日	〒	
	昭和・平成 年 月 日	〒	

<備考> : 申込記入事項(氏名・生年月日・住所)を基に修了証を発行しますので正確にご記入願います。

記入いただいた個人情報、本教育実施の目的以外に使用することはありません。

★漢字は勿論ですが、数字も判別し難いケースが有りますので解り易く記入願います。

上記の者の受講を申し込みします。

申込日 : 令和3年 月 日

事業場名 :

所在地 〒

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

申込担当者 : 所属 \_\_\_\_\_ 担当 \_\_\_\_\_

(公社) 滋賀労働基準協会彦根・長浜支部長宛

受講料納入方法	名	円	銀行振込予定日	月	日